

# 4月から低体重児・未熟児に関する手続き先が変わります

4月1日より、県から①低体重児の届出の受理②未熟児の訪問指導③養育医療の給付業務が移譲されます。

これにより、4月1日から、従来の窓口の北筑後保健福祉環境事務所ではなく、市へ届け出ることになりますので、ご注意ください。

## ①低体重児の届出

出生時の体重が2,500g未満の場合、届出が必要です。

▼届出方法 「低体重児出生届」に必要事項を記載し、提出

※「低体重児出生届」は

### 3月末までに母子健康手帳の

交付を受けた場合

↓「母子健康手帳(別冊)」

### 4月以降に母子健康手帳の

交付を受けた場合

↓「妊婦健康診査補助券」

に綴じています。

▼届出・問合せ先 健康課健康推進係(総合保健福祉センター「あすてらす」内)

☎72・6666

## ②未熟児の訪問指導

2,500g未満の低体重で生まれた赤ちゃんを対象に、助産師や保健師が家庭を訪問するほか電話での保健相談を行います。

▼相談・問合せ先 健康課健康推進係(総合保健福祉センター「あすてらす」内)☎72・6666

## ③養育医療の給付

入院を必要とする未熟児に対し、必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を目的としたもので、医療機関での医療費の自己負担分を公費助成する制度です。

なお、養育医療は指定された医療機関でしか受けられません。福岡県では、平成24年9月時点で37施設が指定されています。

### ▼対象

- 次の要件のいずれかを満たす入院が必要な1歳未満の人
- ① 出生時体重が2,000g以下
- ② 生活能力が特に薄弱であり規定の症状を示す人

### ▼公費負担額

入院中の医療費やミルク代を国や県、市で補助します。

※オムツ代や衣類代などに係る費用は補助の対象ではないため、退院時に支払が必要です

※保護者の所得により、一部自己負担が必要となる場合があります

### ▼申請方法

未熟児の保護者が養育医療給付申請書に次の書類を添付し、申請

### ○添付書類

- ① 医師の記載した養育医療意見書
- ② 世帯調査
- ③ 健康保険証の写し(赤ちゃんの分)
- ④ 乳幼児医療証の写し
- ⑤ 世帯全員の所得が確認できる書類
- ⑥ 母子健康手帳
- ⑦ 認印

### ▼申請期限 出生後30日以内

※申請後、養育医療の給付の可否を決定し、給付を行う場合には、養育医療券を申請者に交付します。

### ▼利用方法

医療機関に健康保険証と養育医療券を提示することで医療費の給付が受けられます

### ▼申請・問合せ先

国保年金課医療・年金係

☎72・2111

内線422、423

